

「経営革新計画」

「中小企業等経営強化法」に基づき、新たな取り組みにチャレンジする中小企業が、経営革新計画を作り、石川県知事の承認を受けることで、金融支援などの多様な支援策につながる制度です。

経営革新の要件

(1) 新たな取り組み（新事業活動）であること

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥その他新たな事業活動

※個々の中小企業者にとって新たな取り組みであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合も対象となります。

(2) 経営の相当程度の向上があること

- ①付加価値額又は一人当たりの付加価値額が年3%以上伸びること
(事業期間が3年計画：9%以上、4年計画：12%以上、5年計画：15%以上) かつ
- ②給与支給総額が年平均1.5%以上伸びること
(事業期間が3年計画：4.5%以上、4年計画：6%以上、5年計画：7.5%以上)

承認後の支援策

- (1) 日本政策金融公庫による低利融資制度
- (2) 信用保証の特例（普通保証等の別枠設定）
- (3) 県制度融資（経営革新等支援融資）
- (4) 設備貸与の利子補給 等

※計画の承認は支援策を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が必要となります。

チャレンジ支援ファンド・次世代ファンド等の加点の対象となる場合があります

承認申請の流れ

- ① 支援機関へ相談
- ② 計画の作成
- ③ 県への申請
- ④ 審査会・承認
- ⑤ 新事業の実施

まずはお近くの支援機関にご相談ください！

(商工会議所・商工会・I S I C O・中小企業団体中央会)